

1 趣旨

だれもが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。

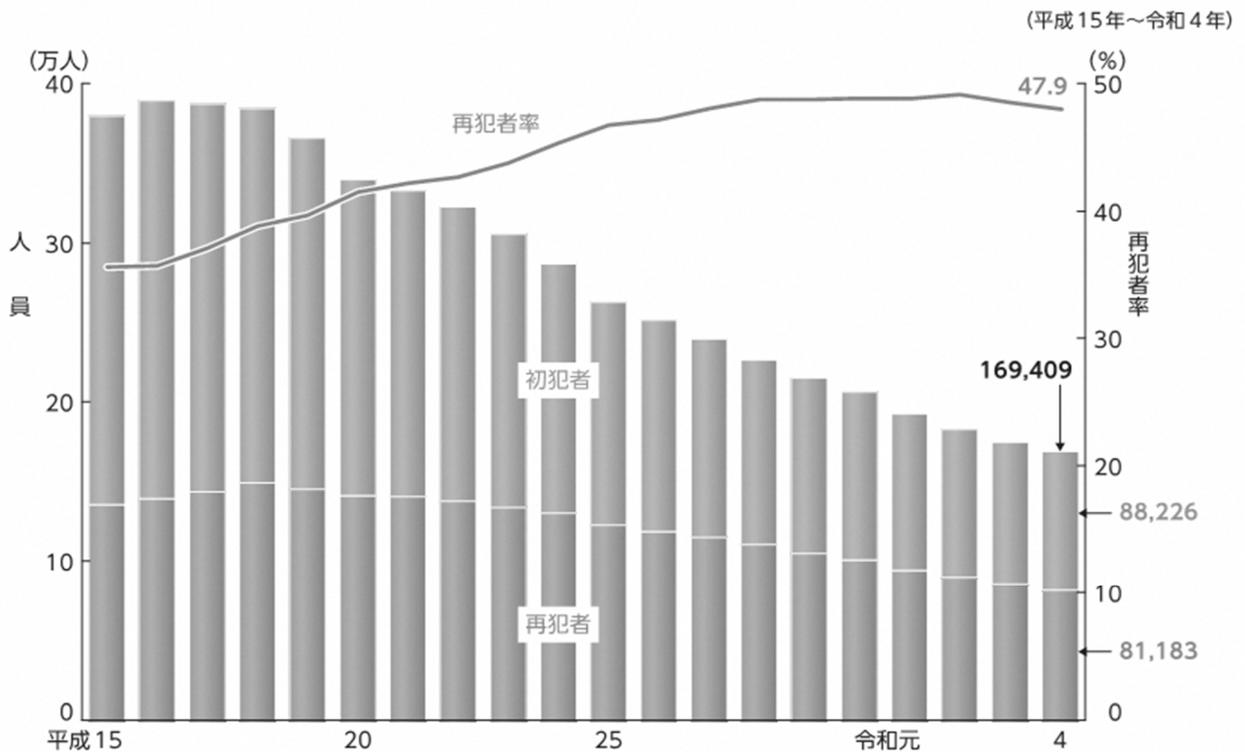
更生保護や再犯防止施策は、刑事政策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等の中には、高齢者、障がいがある人、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。

本市では、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」の趣旨に基づき、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」における「多様な福祉問題を抱える人に対する支援」の施策を具体的・効率的に展開するため、本章を「再犯防止推進計画」として一体的に策定します。

2 現状と課題

(1) 全国における刑法犯の検挙人員と再犯者率

再犯者数は、平成18年(14万9,164人)をピークとして、その後は漸減状態にあり、令和4年は平成18年と比べて45.6%減となっています。他方、初犯者の数は、平成16年(25万30人)をピークとして、その後は減少し続けており、令和4年は平成16年と比べて64.7%減となっています。再犯者の数が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の数が減少し続けたこともあり、再犯者率は平成9年以降上昇傾向にありましたが、令和4年は47.9%となっています。



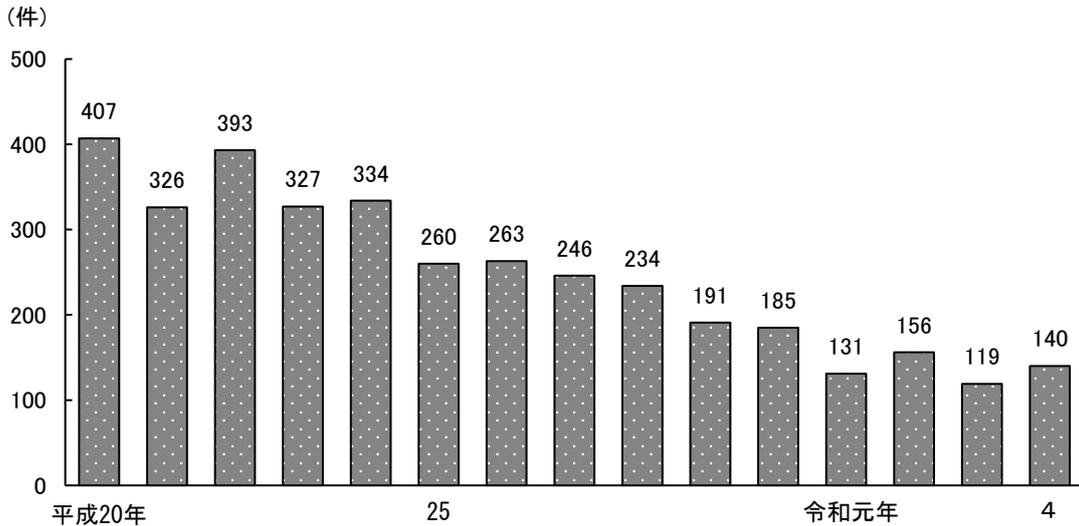
- 注 1 警察庁の統計による。
2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

資料：令和5年版犯罪白書

(2) 牧之原市における刑法犯の検挙人員と再犯者率

① 刑法犯の認知件数

牧之原市の刑法犯認知件数は、全国の状況と同様に減少傾向にあり、平成20年は407件でしたが、令和4年には140件となり、平成20年と比べると65.6%減となっています。

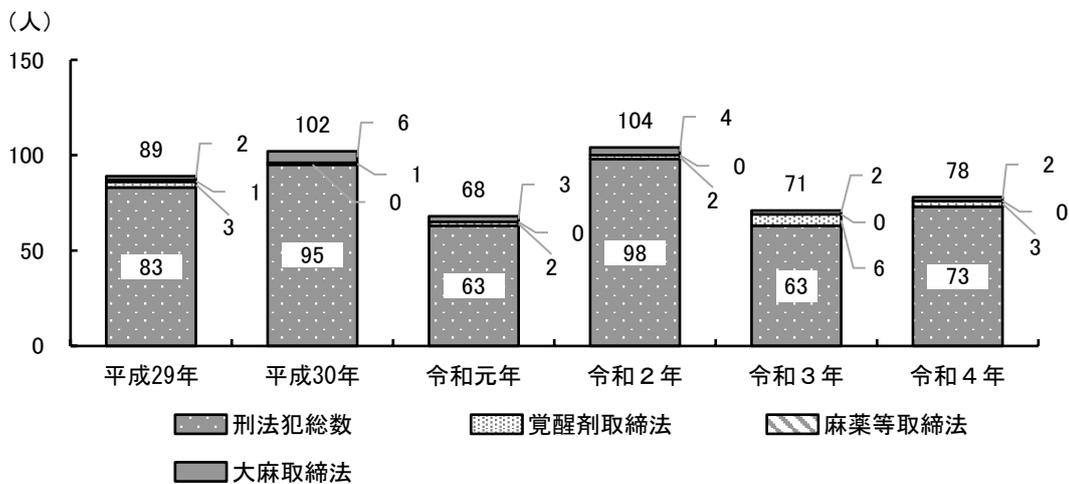


資料：牧之原警察署

② 罪種別検挙人員 (20歳以上)

検挙人員は、増減を繰り返しながら、令和4年には、78人となっています。

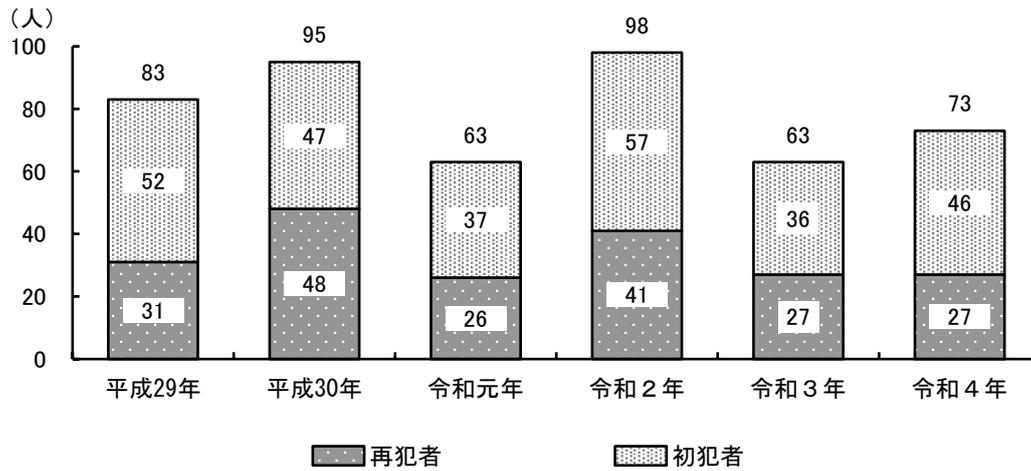
罪種別でみると、令和4年には、刑法犯総数が73人と最も多く、次いで覚醒剤取締法が3人、大麻取締法が2人となっています。



資料：法務省

③ 初犯者・再犯者別検挙人員（20歳以上）

平成30年では再犯者の人数が初犯者の人数を上回っているが、令和元年以降は、全体の4割程度が再犯者となっています。



資料：法務省

(3) 課題

本市の検挙人員は、増減を繰り返しているものの、多い年では100人以上となっています。また、再犯者の検挙人数は、多い年で全体の5割と高くなっています。

犯罪をした者等の更生を支援するためには、支援にかかわる関係者・関係機関等の連携が重要です。関係者・関係機関等が緊密な連携協力関係を築き、犯罪をした者等が孤立することのない取組を進めていくことが必要です。

3 再犯防止等の推進にあたっての基本的方針

本市では、国の取組を踏まえ、国や県からの情報の活用や実施する施策への協力等により連携を深めるとともに、地域による関係機関、団体との協働*による包括的な支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

国の再犯防止推進計画を勘案し、本市においては次の点について重点的に取り組みます。

- (1) 就労・住居の確保等
- (2) 保健医療・福祉サービス利用の促進等
- (3) 民間協力者の活動支援
- (4) 広報・啓発活動の推進等

4 今後の取組

(1) 就労・住居の確保等

事業・取組	内容	担当課
生活困窮者*自立支援事業	・就労、住居、その他の自立に関する相談支援を行います。	福祉こども相談センター

(2) 保健医療・福祉サービス利用の促進等

事業・取組	内容	担当課
相談支援体制の強化	・犯罪を犯した者に対して、福祉支援が必要な方から相談があった場合、関係機関と連携し社会復帰への支援を実施します。	福祉こども相談センター
	・加害者、被害者関係なく、保健医療が必要な者から相談があった場合は、適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、適切な支援・機関につなげます。	健康推進課
	・犯罪を犯した者に対して、社会復帰の過程で必要な保健医療が受けられるよう、ケースに関わる関係機関との連携を図り、相談体制を強化します。	国保年金課

(3) 民間協力者の活動支援

事業・取組	内 容	担当課
更生保護団体等への活動支援	<ul style="list-style-type: none">・更生保護団体等が実施する活動に要した経費に対して、補助金を交付します。・更生保護の活動拠点となる更生保護サポートセンターを老人福祉センターに設置しており、活動の支援を実施します。	社会福祉課

(4) 広報・啓発活動の推進等

事業・取組	内 容	担当課
青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none">・市民と教員等で構成している青少年健全育成推進委員が、祭典・花火大会後の夜間見回りや交通安全活動のための青色防犯パトロール、あいさつ運動を実施します。	社会教育課
社会を明るくする運動	<ul style="list-style-type: none">・犯罪や非行をした者の更生についての理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための「社会を明るくする運動」を実施します。	社会福祉課